

政治経済学会 ニュースレター

Japan Association of Political Economy 第14号 2022年10月

本号の目次

1. 第13回政治経済学会研究大会：各分科会のプログラム
2. 事務局だより

第13回研究大会：各分科会のプログラム

<自由企画1：経済学実験>

司会：船木由喜彦（早稲田大学）

報告1：平野寿将（早稲田大学大学院経済学研究科）「衰退市場で tacit collusion は発生しやすいのか」

報告2：Zou Yunzhao（早稲田大学大学院経済学研究科）“The competition between all-inclusive-pricing seller and drip-pricing seller in a Bertrand-like market with search.”

報告3：清宮明日翔（早稲田大学大学院経済学研究科）「相互罰制度のある非効率な公共財投資ゲームにおけるコミュニケーションの影響」

討論：上條良夫（早稲田大学）

自由企画要旨：

本セッションは経済学実験をテーマとし、3名の早稲田大学大学院経済学研究科修士課程学生が修士論文の内容を報告した。さらに、それに対し、早稲田大学政治経済学術院上條良夫教授が3名の報告をまとめて討論を行った。

第1報告の概要は以下の通りである。論文の目的は、需要構造の変化が企業の結託行動にどのような影響を与えているの

かを明らかにすることである。Abbink and Brandts (2009)の研究を元にし、需要量が急激に増加し次第に増加量は減少する場合と需要量は減少し、その減少量が増加する場合の2つの無限繰り返し複占市場ゲームモデルを作成し、z-Tree を用いて経済実験を実施した。実験の結果、先行研究とは異なり、需要量の増加・減少は結託の発生率に影響を与えないことがわかった。さらに、先行研究では行われていなかった回帰分析より、需要量が減少する際に、企業はより高い価格を選ぶことが明らかになった。

第2報告の概要は以下の通りである。この論文では商品価格探索コストのある価格競争市場における企業行動を実験により分析している。実験市場には3名の参加者があり、買い手、一度に価格表示する売り手（一括表示）、初めの価格表示（ドリップ価格）後、買い手が探索コストを支払ったときのみ追加価格が表示され、その総額で商品を購入する売り手（ドリップ価格表示）の3つの役を受け持つ。買い手は一括表示者の総価格と、ドリップ価格表示者のドリップ価格を見て、購入者を決定し、ドリップ価格表示者の場合は追加価格を見

てから、その購入者から購入するか、他の購入者から購入するか判断する。このとき、購入者変更コストがかかる。始めに、この問題を理論的に定式化してサブゲーム完全均衡を求め、結果はベルトランモデルの行動と変わらないことを示した。さらに、実験では、2種類の売り手の販売総価格は、ラウンドを進めるにつれて、等しくなることを観察した。

第3報告の概要は以下の通りである。Abbink et al. (2017)は社会的に非効率な罰つき公共財投資ゲームを繰り返す実験において、一定量の投資と罰が行われることを確認し、相互罰が存在すると社会的に非効率な規範が存続してしまう可能性を示唆した。一方 Bochet et al. (2006)は通常の罰つき公共財投資ゲームにて、匿名チャットルームによるコミュニケーションが可能だと、可能でない場合と比べて投資量・利得ともに統計的に有意に増加することを示した。この論文では社会的に非効率な罰つき公共財投資ゲームに、匿名チャットルームを導入した場合、投資・罰ともに有意に減少することを発見した。また、アンケートにより、投資は主に罰を回避するためや様子見をするために行われたこと、罰は自分より投資しなかった人への不満などが原因で行われたことがわかった。回帰分析では、投資や罰は同じ人物が繰り返し行いやすいことがわかり、実験序盤に投資が一定数行われてしまうことがそれ以降投資や罰も一定数起きてしまう原因になっていることがわかった。さらに、匿名チャットルームで被験者は投資や罰が非効率であることを指摘したり、誰も投資も罰もしないことを提案・説得したりしており、こうしたものが実験序盤から投資や罰を抑制したと考えられる。したがって、相互

罰が存在して社会的に非効率な規範が存続しているという状況を打開するためには、匿名掲示板などのコミュニケーションツールが有効であることが示された。

以上の報告に対し、討論では、論文のメリット・デメリットを評価し、学術誌投稿のための有益な修正点や今後の研究の報告性について、示唆があった。その後、各報告者からの丁寧なリプライがあり、学術雑誌への投稿の可能性が示唆された。

＜自由企画2：関係論は責任をどのように理論化できるか？＞

司会：阿部崇史（日本学術振興会特別研究員 PD・早稲田大学）

報告1：宮本雅也（日本学術振興会特別研究員 PD・東京大学）「関係論に基づく構造変革責任の検討」

報告2：阿部崇史（日本学術振興会特別研究員 PD・早稲田大学）「自律の人格からなる社会と互いに負い合う責任の構想」

報告3：押谷健（早稲田大学）「The Demandingness of What We Owe to Each Other: Relational Obligations and the Problem of Risk.」

討論：小林卓人（早稲田大学）

自由企画要旨：

本企画では、関係論と呼ばれる規範的立場から、責任構想の積極的な理論化を試みた。関係論とは、特定の関係において互いが負い合う義務という観点から、道徳や正義を捉える立場である。関係論による責任の議論は、近年、大きな注目を浴びてきた。それは、社会的実践において責任を負い合う人々が置かれる特定の関係に着目する

ことで、より魅力的な議論を提示できるからである。しかし、関係論による責任の議論に対しては、同時に、責任構想としての積極的な理論化が不十分だという批判も提示されてきた。そこで、本企画では、関係論による責任構想の積極的な理論化を狙い、三つの報告と討論を行った。関係論による責任の議論は、社会的実践における特定の関係に着目し、そのような関係にある人々がどのような責任を互いに負い合うかを論じる。そこで、本企画を構成する三つの報告は、それぞれ異なる関係に焦点を当てつつ、そこで問題となる責任の理論化を行う。

宮本報告では、構造的プロセスの観点から、関係論的平等主義の立場を再理解することを試みた。まず、関係論的平等主義は分配ではなく社会関係を重視するという従来の理解に対し、事態ではなく社会プロセスに着目する立場として関係論的平等主義を理解する見方を提示した。さらに、社会プロセスに対する一つの構想化として、I.M.ヤングの構造的プロセス論を取り上げた。この中から、社会が正義にかなっていない非理想状況において構造的プロセスを考える場合、構造変革責任の問題を考える必要があると指摘した。最後に、構造変革責任の問題に答えるため、人格の構想と社会正義構想の導出方法とのセットを採用する立場として関係論を再理解する見解を提案した。

こうした報告に対して、討論者の小林卓人氏からは以下のような内容の明確化と疑問の提起がなされた。まず、報告において、関係論が「プロセス正義論」と「方法的関係論」の二つの意味で用いられていることが指摘された。さらに、次の二つの疑問が提起された。第一に、プロセス正義論

と方法的関係論の二つがあるとすれば、両者の結びつきは必然的と言えるだろうか。第二に、権力が平等になっている事態など、社会関係の平等を（社会プロセスとしてではなく）事態として追求することも重要ではないか。

これらの小林氏の指摘に対して、報告者からは以下のような応答がなされた。まず、関係論の二つの意味に関しては、意識的に両者を合わせた立場を関係論と呼んでいる。つまり、実質的な正義の要請・内容レベルでプロセス正義論をとり、かつ、自律的人格間の相互承認関係に対する適切な解釈として正義構想を導出する方法をとるのが関係論であるという理解を提唱している。このとき、たしかに、第一の疑問にあるように、両者の結びつきが問題になりうる。だが、自律的人格間の相互承認関係を想定する場合、その適切な解釈として事態ベース正義論をとることはできない。また、方法的関係論以外の正当化方法に関しては、他の論文で分析的平等論に典型的な方法を検討し、その問題点を示している。第二の疑問に対しては、「権力」自体を適切に構想化する場合、事態ではなく社会プロセスの点から理解する必要があると考えているが、本格的な権力論の展開はいまだできていないという応答がなされた。

阿部報告は、自律的人格からなる社会という関係に着目して、自律的選択の価値説という責任構想を提示した。本報告では、まず、関係論的平等主義という立場が、責任に関する魅力的な議論を断片的に提示しながらも、具体的な責任構想を構築できていないと指摘した。次に、関係論的平等主義が提示する、適切な責任構想が満たすべき四つの条件を析出した。それらは、平等な尊重という理念から責任構想を導出

すること、社会の構成員による責任の負担分担を決めること、社会関係の中で人々が行う選択の責任に着目すること、選択が有する積極的な価値に着目すること、である。その後、これらの条件に沿った責任構想として、自律的選択の価値説を提示した。これは、諸個人と社会の間の責任の負担分担を、以下のように行う。すなわち、諸個人は自律的に生き方を選択する責任と選択の結果を引き受ける責任を負い、社会は適切な選択環境を構築する責任を負う。この責任構想に依拠する平等主義は、水準低下批判——平等主義は全員の状態を引き下げようとする平等の達成を要請してしまう——を回避できる。なぜならば、人々を平等に尊重する社会は、より高い価値を持つ選択肢を人々に与える責任を負うからである。

以上の報告に対して、討論者の小林卓人氏からは、以下のようなコメントが提示された。報告者は、平等な尊重という理念が、絶対的尊重と相対的尊重という二つの異なる要請を含むことに着目する。そして、絶対的尊重の要請に訴えて、水準低下批判に応答する。しかし、絶対的尊重の強調は、相対的尊重の軽視につながりうる。すなわち、社会全体における選択肢集合の価値の最大化を要請するおそれがある。しかし、価値の最大化の要請は、報告者が与する非帰結主義が最も避けたい主張である。

小林氏のコメントに対し、報告者は以下のような応答をした。報告者の議論は、確かに、選択肢集合の価値の絶対的尊重を求めることで、水準低下批判に応答する。しかし、同時に相対的尊重をも求めることで、次のような操作を要請する。すなわち、有利な人の選択肢集合の価値を大きく引き下げることによって、不利な人の選択肢集

合の価値を少し引き上げることを要請する。これは、社会全体の価値を低下させるものであり、価値の最大化とは相反する。このような要請が正当化されるのは、平等な尊重という理念を解釈する際に、絶対的尊重と相対的尊重の適切な重みづけを行うからである。

“The Demandingness of What We Owe to Each Other” examined how a contractualist moral theory can offer a framework for specifying our duties and responsibilities in cases that involve actions that are potentially harmful to others, focusing in particular on of risky activities, where the extent of the harm, and the identities of the victims, are not fully known in advance. The speaker first clarified the distinctively relational and personalist structure of contractualism, which implies that moral principles must be justified by ascertaining whether they are reasonably acceptable to each individual point of view and not by appealing to impersonal reasons that cannot be attributed to the standpoint of some specific individual. It was pointed out that this relational structure of contractualism is what constitutes its appeal, but that this very same feature also threatens to make the theory unreasonably demanding, since it would rule out many kinds of intuitively permissible activities that impose the risk of a great burden on a few in order to bring about a comparatively lesser benefit to many. The presentation then examined one influential line of response to this problem, which is to move from an ex-post conception of justification to an ex-ante conception of justification. However, it was found that ex-ante contractualism has difficulties accommodating the relational aspect of contractualism, and consequently ends up abandoning much of

what makes the theory attractive in the first place. Finally, building on the ideas of Veronique Munoz-Dardé, the speaker argued that a version of ex-post contractualism incorporating the notion of social needs as a basis for reasonable justification can provide an adequate explanation of why the interests of the many can plausibly outweigh the more urgent interests of the few in the case of intuitively permissible risky activities.

The commentator, Takuto Kobayashi (Waseda University), raised two issues concerning the solution to the demandingness problem defended in the presentation. First, the commentator noted that the notion of social needs requires further clarification, since it is difficult to distinguish between social and individual needs, and since it is unclear why social needs could be accorded moral relevance, given the individualistic nature of contractualist moral justification. Second, the commentator pointed out that, even if social needs could be defended as a morally relevant consideration within the framework of contractualism, it would seem that we lack a method for determining whether and how social needs could morally override individual needs. In response to the first issue, the speaker suggested that it might be possible to view certain collective groups as possessing moral personhood, and as having certain needs that cannot be reduced to the needs of any one of its members. In response to the second issue, the speaker emphasized that what counts as a need, and how needs are to be balanced against each other, can only be determined through a process of collective interpretation, given the particularities of the cultural and historical context. It was also observed that this point regarding the open-ended character of the notion of a need applies equally

to individual and social needs, and so should not be understood to pose a problem for social needs in particular.

<自由論題 (1)>

報告: 福島弦 (早稲田大学) 「Making Sense of the State's Right to Rule: A Hohfeldian Analysis」

討論: 瀧川裕英 (東京大学)

自由論題要旨:

The presentation addressed the following question: What is the state's right to rule its subjects, conceptually speaking? To address this question, the presentation used Wesley Newcomb Hohfeld's scheme of right and asked which Hohfeldian incidents constitute the right to rule. The presentation first rejected the "Liberty-Right Interpretation" of the right to rule by pointing out that, first, it does not correspond with the normative heterogeneity of our legal system, and second, it cannot explain the state's claim of the subjects' obligation to obey. Next, the presentation rejected the "Claim-Right Interpretation" by pointing out that it faces the following three problems. First, like the Liberty-Right Interpretation, it does not correspond with the normative heterogeneity of our legal system. Second, there is a striking disanalogy between how the state imposes an obligation and how a claim-right imposes an obligation. Third, it has an implausible implication that the subjects' duty to obey is owed to the state instead of other subjects. Finally, the presentation argued for the "Power Interpretation" by maintaining that it can overcome all three problems that the Claim-Right Interpretation faces.

The commentator raised two questions on the scope of the presentation. First, it was pointed out that the conceptual analysis provided by the presentation may not apply to the more primitive legal systems than the contemporary ones. Second, doubts were raised that the presentation is guilty of the “legalization of politics,” since it exclusively focuses on the state’s right with regard to a legal system and its functions. In response to the first comment, the presenter provided a methodological clarification that the presentation intended to conduct a conceptual analysis of the right to rule of the contemporary state. In connection with this point, the presenter replied to the second point by claiming that the legalization of politics does not pose a problem to the project of the presentation, since there is a widely shared belief that the contemporary state lacks the right to the extrajudicial exercise of political power.

<自由論題（2）>

報告：上原賢司（藤女子大学）「正義の問題としての天然資源」
討論：辻悠佑（早稲田大学）

自由論題要旨：

地球環境問題の喫緊性が共有されそれに応じた技術革新が進められ続けている現在にあっても、化石燃料をはじめとした天然資源はいぜんとして、グローバルな政治経済を構成する重要なものとなっている。天然資源の採取、占有、取引そして消費は、国境を横断するとともに環境・政治・経済と分野も横断する重要な人間の活動であり続けている。

この天然資源に対しては、グローバル正

義論もその議論の活発化とともにいくつかの視線を向けてきた。しかし、天然資源と正義との関連性は決して自明ではなく、まさに「天然資源の正義」の意味づけ自体が論争的なものとなっている。

とりわけ、天然資源をめぐる様々な正義構想は、「何を天然資源とみなすか」という点も含めて、その財のどの側面を正義の考量事項として強調するのかという点で大きく異なっている。天然資源のこうした位置づけ次第で、天然資源の分配や権利をめぐる正義の内容も大きく変化する。そして、それぞれの正義構想の主張は相互に緊張的な内容ともなる。つまり、天然資源へのグローバルな平等主義的主張もあれば、それを管轄する集団の自由を尊重する主張もあり、それらの主張は一見すると両立するとは言い難いものとなっている。まさに、天然資源をめぐる正義の問い——私たちは天然資源という財にどう向き合うべきであり、そこから人びとの互いの権利義務をどのように正当化するのか——は、グローバル正義論におけるコスモポリタニズムとステイティズム（国家主義）との対立軸と同様に、何らかの見解が問われ、旗幟の鮮明さがあるいは求められうる一大論争点といえるだろう。

それでは、こうした論争的で緊張的な様々な正義構想の並立状況を前にして、特定の正義構想の妥当性を示す探求は不可能なのだろうか。あるいは、そうした探求ではなく、天然資源を「異論のなさそうな」ミニマムな正義の要求と関連づけるだけで満足すべきなのだろうか。

こうした問いを念頭において本報告では、天然資源の正義を論じてきた二つの議論（C・アームストロングとM・ムーア）への批判的考察によって、それら議論にお

ける天然資源の位置づけおよび主張の限界と、そこから見出せる今後の議論の方向性について考察した。

これら議論への批判にもとづく本稿の主張は、次のような暫定的で（いくぶん）消極的なものである。「天然資源の正義」における「天然資源」は不必要にまだ粗く、それもあって、「天然資源の正義」を十分に示しつくしたものはなっていない。とはいえ、最低限にしか関わらないミニマムな正義以上、グローバルな分配的平等未満の正義原理を案出する余地と必要性は残されている。

<自由論題（3）>

報告：辻悠佑（早稲田大学）「構造的不正義論における責任の再検討：歴史的不正義の規範的含意をめぐって」
討論：上原賢司（藤女子大学）

自由論題要旨：

本報告は、歴史的不正義論の文脈においてI・M・ヤングの責任論を検討する試みであった。ヤングは、構造的不正義を是正するための責任として打ち出した社会的つながりモデルの責任論によって、歴史的不正義の問いにも取り組んでいる。しかし、社会的つながりモデルは構造を変革する責任を将来志向的に割り当てるため、歴史的不正義の匡正実践を過去の諸々の不正の関数として位置づけない点に問題がある。本報告は、構造を変革する責任だけではなくその怠慢を過去志向的な責任として問う形へとヤングの構造的不正義論を修正することが望ましいと論じた。

歴史的不正義論の文脈では、特に過去世代で行われた不正から現在世代の権利義

務関係を論じることが難しくなっている。非同一性問題によると、現在世代は過去世代の不正から危害を被らないので賠償請求権を有しえない。また、非同一性問題を保留しても、歴史上の不正の遍在を前提にすると現在世代の誰が誰に何をどの程度負うかを特定することも難しい。近時においては、賠償として求められている事柄を、過去志向的な匡正的正義ではなく平等主義的な分配的正義の要請として将来志向的に位置づけなおす試みがある。今日の前にある構造的不正義を変革することを求めるヤングの社会的つながりモデルも、その責任の割当において現時点における構造の関与を十分条件とする点で、後者に分類可能である。

しかし、将来志向的な責任論の採用は、匡正的正義の等閑視のみならず、理論内在的な問題を抱える。責任割当の考慮から過去の不正を除外することは、過去の不正それ自体が、現在世代にとってもはや規範的に有意ではないという含意を持つ。結果として、過去の不正の記憶事業のような営みの内在的な正当化を供給できず、平等主義的な理念としての市民間の信頼醸成にも失敗しかねない。むしろ構造が再生産されるものである限り、構造変革不履行を回顧して責任を問うことや、構造上のポジションに応じて異なる責任の割当を理論化するほうが、構造変革の動機づけや展望に資するものである。

報告に対しては、匡正的正義の過去志向的な直観を、構造的不正義論の社会的つながりモデルの修正によってどの程度汲み取っているのかという点や、構造変革責任不履行から生じる内容について疑義が呈され、構造的不正義論に過去志向的な責任を導入すること以上の内容は今後の厳密な検

討課題であることが明らかになった。

<自由論題 (4)>

報告：中川彩野 (早稲田大学)「複数キーワードオークションにおける均衡分析」

討論：安達剛 (早稲田大学)

自由論題要旨：

本報告は複数の検索語句を扱うキーワードオークション(複数キーワードオークション)において、グルーピングの導入がオークションの均衡にどのような影響をもたらし、均衡における利潤や社会余剰がどのように変化するかを分析した。

キーワードオークションとは、インターネット検索を行った際に検索結果と共に表示される広告枠を売買するオークションである。その中でも特に複数キーワードオークションとは、複数の検索語句を同時に売買する状況を想定したオークションである。複数の検索語句をまとめてオークションにかけるための手法として、本報告では Dhangwatnotai (2011)が導入したグルーピングを用いた。そして広告主が2人でグループの数が2つであるような状況に限定して均衡分析を行った。

均衡分析の結果、「片方の広告主がすべての検索語句で第1枠を取るナッシュ均衡」の十分条件と必要条件が明らかになった。そのどちらにおいても、広告主が検索語句に対して持つ評価値を第1枠と第2枠の CTR の差で加重平均した値(WAV)が重要な役割を果たしていた。そして「片方の広告主がすべての検索語句で第1枠を取るナッシュ均衡」に限定して、検索エンジンの利潤と社会余剰をキーワードが1つ

である場合と2つである場合で比較した。比較の結果、均衡における広告枠の割り当て方が同一であるために、キーワードが1つであっても2つであっても利潤と社会余剰の範囲は変わらなかった。

本報告に対し討論者からはナッシュ均衡を精緻化した均衡について分析すること、キーワード構造自体をデザインするような研究を行うこと、の二点についてコメントを頂いた。一点目について討論者は Edelman et al. (2007)が提唱した Local envy-free (LEF)ナッシュ均衡を、本報告のモデルであるグルーピングを導入した複数キーワードオークションに合わせて拡張し、Weak local envy-free (WLEF)ナッシュ均衡として定義した。そして WLEF を用いて均衡分析を行うことを提案した。二点目について討論者は、本モデルにおいてグルーピングを導入してキーワード構造を決定するのは検索エンジンである点を指摘し、検索エンジンの利潤に着目して検索エンジンにとって望ましいキーワード構造をデザインすることを提案した。討論者からの二点のコメントに対し、報告者は本報告で分析している均衡が WLEF かどうかを検討する意義や、キーワード構造自体を分析するために必要な広告主の評価値についての仮定について返答した。

<自由論題 (5)>

報告：Masashige Hamano (Waseda University), Munechika Katayama (Waseda University), Toshihiro Okubo (Keio University), Kongphop Wongkaew (Waseda University), “Mis-perception about COVID-19 Pandemic: Economic Implications and

Associated Factors.”

討論：戸村肇（早稲田大学）

自由論題要旨：

One of the key issues around the COVID-19 pandemic is the uncertainty about the true state of infection. Uninformed individuals could misperceive infection risk, prompting a suboptimal degree of economic activity. For this reason, misperception can alter the relationship between health and macroeconomic outcomes. Hence, understanding the evolution and associated factors behind misperception is helpful for policy-making. This paper estimates misperception about the number of new confirmed cases from the theoretical model proposed by Hamano, Katayama, and Kubota (2020) and tests how misperception alters the economic-health trade-offs among different activities. We explore the properties of misperception and found the spatial relationship of misperception across prefectures. Then, we investigate associated factors utilizing a unique individual survey. We found that misperception reflects government intervention such as the state of emergency and stimulus packages. Misperception is also associated with personal attitude towards COVID-19 and the precautionary actions to prevent the infection. Finally, a personality such as openness also governs misperception.

事務局だより

【2021 年度総会議事録】

日時：2022 年 3 月 3 日（水）13:00～13:30
 場所：オンライン@Zoom
 議題：

1. 代表理事および事務局長挨拶
2. 2021 年度事業報告
 - (1)第 13 回研究大会の開催
 - (2)ニューズレター第 13 号の発行
 - (3)ホームページの運営
 - (4)会員名簿の点検および更新

3. 2020 年度会計報告

政治経済学会 2020 年度収支報告

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

収入

2020 年度会費納入小計	17,000 円
内訳： 銀行振込み	17,000 円
利子	14 円
収入合計	17,014 円

支出

2020 年度さくらインターネットレンタルサーバー利用料	5,568 円
さくらインターネットのサービスドメイン更新料	1,886 円
会合費、物品購入費	3,750 円
振替受払郵便料金（振込口座）	990 円
雑費（送金手数料、税金）	1,100 円

2019 年度研究大会（2020 年 9 月 18, 24 日に延期開催）当日諸経費 小計：	60,000 円
内訳： 討論者への協力金	60,000 円

2020 年度研究大会（2021 年 3 月 10 日開催）当日諸経費 小計：	122,000 円
内訳： 基調講演者、討論者への協力金	110,000 円
昼食・飲物代	12,000 円

支出合計 **195,294 円**

2020 年度収支 **-178,280 円**

2019 年度からの繰越金 **1,710,466 円**

2021 年度への繰越金 **1,532,186 円**

4. 2022 年度事業計画について

- (1)第 14 回研究大会の開催
- (2)ニューズレター第 14 号の発行

5. 2022 年度予算（案）の採択

6. 今後の会の運営について

7. その他 (1) 会費徴収停止の確認
- (2) 税務処理上の問題の解決方法

*事務局からのお知らせ

2022 年 10 月 5 日に ZOOM にて新旧事務局の引継会議を行い、今後の方針や大会の運営方法について話し合いを行いました。

【政治経済学会 第14回研究大会 自由企画・自由論題 公募のお知らせ】

政治経済学会の第14回研究大会は、**2023年3月3日(金曜日)**にオンライン(@Zoom)または対面にて開催されます。開催方式は追って告知いたします。

第14回研究大会では、自由企画と自由論題報告を募集いたします。企画および報告の応募を希望される方は、下記の要領にしたがってご応募ください。

(1) 自由企画

自由企画は、報告・司会をパッケージにしてご提案いただくものです。討論者の指定は任意となります。さまざまな共同研究の発表の場として、また自由な研究交流の場として、自由企画のご応募をお待ちしております。学会のますますの活性化のため、会員の皆様で企画をご相談のうえ、グループにてふるってご応募下さい。英語での報告・討論を含めることも可能です。報告者の人数は原則として3名といたします。すべての報告者は大会一週間前までにフルペーパーを提出し、(討論者を指定した場合は)討論者に送付することが義務付けられます。

(2) 自由論題

自由論題は、単独でご報告される会員のための発表の場です。論題は自由です。英語での報告も可能です。討論者の指定は任意となります。報告者は大会一週間前までにフルペーパーを提出し、(討論者を指定した場合は)討論者に送付することが義務付けられます。

応募方法：一次募集の締切は**2022年12月23日(金)15時**です。応募希望者は、

以上の期限までに、応募専用URLにアクセスの上、下記の項目を記入してください。

(フルペーパーの締め切りは大会開催の一週間前となります。)一次募集終了の段階で空きがある場合には第二次募集を行う可能性があります。その場合には、学会Webページで情報を提供します。

応募専用URL：<http://www.jape-net.org/meeting/contact.html>

必要項目：①氏名、②所属、③連絡先(確実に連絡の取れる電子メールアドレスを必ずお書きください)、④企画および報告のタイトル、⑤企画または報告の内容の要旨(800字～1,200字程度)、⑥自由企画の場合には、企画の参加者全員の氏名と所属、⑦自由論題であり、かつ討論者を希望する場合には、第1希望と第2希望の討論者の氏名、所属、連絡先(電子メールアドレス等)。

2023年1月下旬までに審査を行い、採否を決定のうえ、お知らせいたします。

応募資格：自由企画の代表者は、現在会員の方に限ります(パネルには非会員を含めても構いません)。自由論題は原則として会員に限られますが、入会申請書を研究大会前に提出した非会員は、会員に準じて大会参加の資格を得ることができます。入会申込書の提出は大会1ヶ月前を期限とします。非会員で自由論題報告に応募する場合は、入会申請予定であることを明記して下さい。

修士課程学生の報告について: 自由論題報告については、指導教授の推薦があり、学会が適当と認める場合には、2023年3月に修士課程を修了予定の大学院生(修士課程生)も報告が可能です。その場合は、学会ホームページから指導教授の方に御記入いただく当会所定の推薦状用紙をダウンロードし、報告の応募を行う際に併せて提出して下さい。下記の宛先に、郵送・学内便、または電子メールで送付してください。

推薦状の送付先

〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学政治経済学術院
政治経済学会 事務局
電子メールアドレス：
jape-office@list.waseda.jp

ご不明の点がおありの節は、事務局までお問い合わせください。ご応募やご質問、フルペーパー送付のメールは、以下の事務局メールアドレスまでお寄せください。

事務局メールアドレス

jape-office@list.waseda.jp

政治経済学会ホームページ

<http://www.jape-net.org/>

【名簿更新について】

当学会は、情報環境の変化への対応や学会運営コスト削減のため、ニューズレターの電子データ化や学会関係の案内のEメールによる送付を順次進めて参ります。

つきましては、2022年度の所属や住所変更とともに、**Eメールアドレスのご登録**をお願い致します。また、既にご登録いただいているにもかかわらず、当学会からの案内・連絡がEメールで届いていないようでしたら、よくお使いになるアドレスを改めてご登録ください。

下記の専用URLまでアクセスの上、更新情報をご記入ください。

名簿更新用URL: <http://www.jape-net.org/meibo/contact.html>

2022年10月

発行：政治経済学会

代表理事 船木由喜彦

事務局長 土屋礼子

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学政治経済学術院

政治経済学会 事務局

TEL 03-3208-8534

FAX 03-3208-8567

【会費について】

重要: 本会は、年会費の徴収を停止いたしました。新規会員も含めて、ご入金は控えていただくようお願い申し上げます。